

東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)対応(融資制度)

仙台市(H24.3.27)

制 度 名	仙台市(214-1003) (経済変動対策資金)		仙台市(214-1003)(経済変動対策資金) 宮城県(211-2744)(中小企業復興特別資金)		宮城県商工経営支援課(211-2744) (中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金・東北 地方太平洋沖地震枠) ※期限:H23.9.9 まで		日本政策金融公庫 (仙台支店 222-5173) (災害復旧貸付)	
	(直接)災害関連… <u>期限:H25.3.31 まで</u> (間接)不況関連… <u>対象:全業種 H24.9.30 まで</u>		仙台市(東日本大震災復興関連) 宮城県(中小企業復興特別資金) <u>期限:H25.3.31 まで</u>					
対 象 者	直接被害	間接被害	直接被害	間接被害	直接被害	間接被害	直接被害	間接被害
対 象 者	激甚災害の指定を受けた災害などで被害を受けたことにより経営の安定に支障を生じている市内の中小企業者(間接被害は対象外)	セーフティネット第5号(不況業種)(中小企業信用保険法第4項第5号) イ)最近3か月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少している。	東日本大震災により直接被害を受けた方。	東日本大震災復興緊急保証 震災前から継続して事業を行っている イ)最近3か月間の売上高が前年同期または前々年に比べ10%以上減少している。	施設・設備、事業用資産の損壊等が発生していること	1 最近1ヵ月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少するか、見込みがあること(受付は宮城県)	1直接被害を受けた方 2原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	間接被害を受けた方(左記対象者の方と一定以上の取引がある方)
融 資 限 度 額	3000万円	5000万円	仙台市:5000万円 宮城県:8000万円		1000万円		国民生活事業 6000万円(上乘せ) 中小企業事業 3億円(別枠)	
返 期 (据 え 置 き)	運転7年(1年) 設備12年(1年) ※条件変更により運転10年(3年)設備15年(3年)		仙台市:運転・設備 15年以内(据え置き 3年以内) 宮城県:運転・設備 15年以内(据え置き 3年以内)		運転資金(当面のつなぎ資金) 10年以内(2年)		直接…設備20年(5年), 運転15年(5年) 間接…設備・運転15年(3年)	
融 資 利 率 及 び 利 子 補 給 保 証 料 補 給	1.5% ①仙台市…事業用建物の「り災証明書」を受けた場合、融資限度額3000万円を限度に仙台市が3年間利子・保証料を補給します。(H23年3月11日以前の借入れは対象外です。) ※平成25年3月31日までの融資実行分が対象		1.5% ①仙台市…融資制度について、事業用建物の「り災証明書」を受けた場合、融資限度額3000万円を限度に仙台市が3年間利子・保証料を補給します。 ②宮城県…罹災証明書等の交付を受けた方に対して、融資限度額3000万円を限度に3年間利子を補給します。(保証料除く) ※平成25年3月31日までの融資実行分が対象		1.0% ①宮城県…罹災証明書等の交付を受けた方に対して、融資限度額3000万円を限度に3年間利子を補給します。(保証料除く)		・基準金利 国民生活(5年2.15%, 10年2.55%, 15年2.95%) 中小企業(5年1.65%, 10年2.05%, 15年2.45%) ・直接…3年間基準金利から1.4%引下げ (国民生活)3000万円, (中小企業)1億円限度 ・間接…3年間基準金利から1.4%引下げ (国民生活・中小企業)3000万円限度 ※罹災証明書提出後に遡って適用 ※金利は随時見直します。 ・事業所が全壊又は流出した方、原発警戒区域内の中小企業者に対して、融資限度額3000万円(中小企業1億円)を限度に3年間利子を補給します。	
保 証 協 会 保 証 料	0.7%又は保証協会所定 ※上記参照	0.7% ※上記参照	仙台市0.7% ※上記参照 宮城県0.5%		0.5%	0.7%(上記の1の場合は保証協会所定)	なし	
保 証 人	原則不要(法人代表者1名)		同左		同左	同左	日本政策金融公庫に確認下さい。	
担 保	必要に応じて		同左		同左	同左	日本政策金融公庫に確認下さい。	
罹 災 証 明 書	原則、罹災証明書 (事後提出可)	—	罹災証明書, 主要な事業用資産の罹災届出証明書 (事後提出可)	—	原則、罹災証明書 (事後提出可)	—	原則、罹災証明書	被害証明書等
取 扱 金 融 機 関	指定金融機関		同左		同左	同左	日本政策金融公庫	

※詳細については、直接お問い合わせ下さい。